

熊本県宿舍借上げ及び貸付け要領

(昭和 60 年 6 月 19 日)

第 1 条 (趣旨)

熊本県宿舍を借り上げる必要が生じた場合においては、熊本県宿舍管理規則 (昭和 44 年 4 月 1 日規則第 22 号。以下「規則」という。) 第 7 条に定める職員に対し、熊本県 (以下「県」という。) が宿舍を借り上げ、貸し付けるものとする。

第 2 条 (借上げ宿舍の選定)

借上げ宿舍の選定は県で行うものとする。

第 3 条 (借上げ宿舍の基準等)

借上げ宿舍の広さ、家賃等については、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 借上げ宿舍の広さ 90 m² (4DK) 以下の広さであること。
- (2) 借上げ宿舍の家賃等 (イ) 県が借り上げる場合の家賃は最高 70,000 円を限度とする。
ただし、県外の借上げ宿舍については、この限りではない。
(ロ) 権利金及び敷金等については、賃貸契約内容によるものとする。

第 4 条 (使用者負担)

借上げ宿舍の使用者には、規則第 16 条に定める宿舍貸付料相当額を負担させることとする。

第 5 条 (使用者の注意義務及び遵守事項)

借上げ宿舍の使用者には、規則第 13 条、第 14 条の規定を順守させることとし、特に第 14 条の 4 号として県の締結した賃貸契約内容についても遵守させるよう指示することとする。

第 6 条 (入退居の手続等)

借上げ宿舍の入退居については、規則第 10 条、第 11 条の規定に基づきすみやかに行うこととする。

第 7 条 (雑則)

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は昭和 60 年 6 月 19 日から施行する。
- 2 県が借り上げている宿舍で、この要領の施行の際現に入居者があるものについては、当該入居者が退居するまでの間は、この要領の規定は適用しない。